



島根県報

平成24年 1月17日 (火)

第 2,358 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成24年 2月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	(森 林 整 備 課)	2
地域森林計画の樹立	(")	2
地域森林計画の変更	(")	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (2件)	(")	3
平成23年度地籍調査事業の決定の一部改正	(用 地 対 策 課)	4

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	(河 川 課)	4
-------------------	---------	---

【企 業 規 程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(企 業 局 総 務 課)	5
----------------------	---------------	---

告 示

島根県告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年2月20日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ライフサポート	訪問介護	ヘルパーステーション	大田市鳥井町鳥井1204番地	平成24年1月10日
	介護予防訪問介護	きれんげ		
株式会社 ライフサポート	通所介護	デイサービスセンター	大田市鳥井町鳥井1204番地	平成24年1月10日
	介護予防通所介護	きれんげ		

島根県告示第31号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定により指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については、登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、東部農林振興センター及び西部農林振興センター、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市及び雲南市の各市役所並びに仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町及び隠岐郡隠岐の島町の各役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成24年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦覧場所
隠岐森林計画区（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）	隠岐地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課
	森林計画図	島根県隠岐支庁農林局

島根県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成24年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 期 間
斐伊川森林計画区（松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町）	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター出雲事務所 島根県東部農林振興センター雲南事務所
江の川下流森林計画区（浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町）	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所
高津川森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所

島根県告示第34号

平成23年農林水産省告示第2252号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成24年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市掛合町入間1043-1、1043-2	景山 重雄	雲南市掛合町入間280
雲南市掛合町入間1044-2	坪倉 伊太郎	雲南市掛合町入間278内3
雲南市掛合町入間1069-1	景山 耕次	兵庫県西宮市芦原町9-25

島根県告示第35号

平成23年農林水産省告示第2404号で指定された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を美郷町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成24年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
邑智郡美郷町上川戸606	保証責任浜原信用販売購買利用組合	邑智郡美郷町浜原384-1

島根県告示第36号

平成23年度地籍調査事業の決定（平成23年島根県告示第303号）の一部を次のように改正し、平成24年1月17日から施行する。

平成24年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	神代② 上久野⑤ 刈畑① 殿河内① 北村① 刈畑② 刈畑③ 刈畑④ 刈畑⑥	交付決定の日から平成24年3月30日まで
-----	---	----------------------

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成24年2月17日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

- (1) 一級河川斐伊川水系天神川（松江市東津田町地内）
- (2) 一級河川斐伊川水系京橋川（松江市学園南一丁目地内）
- (3) 一級河川斐伊川水系朝酌川（松江市西川津町及び西尾町地内）
- (4) 一級河川斐伊川水系意宇川（松江市竹矢町地内）
- (5) 一級河川斐伊川水系講武川（松江市浜佐田町地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 新田橋、東新田橋直下及び大橋川合流点の右岸に係留又は放置されている船舶 5隻
その他船体附属物一式
- (2) 東橋、希望橋直下に係留又は放置されている船舶 3隻
その他船体附属物一式
- (3) みしまや楽山店の対岸の河川敷及び太陽団地入口反対側の河岸に係留又は放置されている船舶 2隻
その他船体附属物一式
- (4) 川向都市緑地付近の右岸に係留又は放置されている船舶 2隻
その他船体附属物一式

- (5) 東瀉ノ内の右岸及び左岸の河川敷に放置されている船舶 2隻
 その他船体附属物一式

3 当該措置の内容

当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 予算の執行（第75条—第82条）」を 「第2節 予算の執行（第75条—第82条）」に、「第89条」を「第3節 削除」に改める。

第2条第1号中「島根県企業局組織規程」の次に「（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）」を加える。

第26条第1項中「規則」を「管理規程」に改め、同条第2項中「規則」を「管理規程」に改め、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく職員に対して支給する児童手当
- (10) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく職員に対して支給する子ども手当
- (11) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）に基づく職員に対して支給する子ども手当

別表第3資産単位物品表の電気事業会計の表中

「

	放送用設備
--	-------

」

を

「

	放送用設備 監視用カメラ オイルフェンス
--	----------------------------

」

に改め、同表の工業用水道事業会計・水道事業会計の表中

「

	その他土地	職員宿舍用地	
を			」
「			
	その他土地	職員宿舍用地 その他土地	
			」
に、			
「			
		携帯式水質計	
を			」
「			
		携帯式水質計 カーテン	
			」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。